

## 先端設備等に係る固定資産税の特例措置について

中小事業者等が、適用期間内に、高松市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準を3年間にわたってゼロとします。

また、「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日法律第7号）」が令和3年6月16日に施行されたことに伴い、適用期間の延長を行います。

### 1 対象者

高松市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等で、

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※ただし、次の場合は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業とはなりません。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

【注意】先端設備等導入計画の認定を受けられる「中小企業者等」とは、規模要件が異なります。

### 2 対象設備

高松市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した、以下の固定資産

対象の固定資産		最低取得価額 〔1台1基又は 一の取得価額〕	販売開始時期	その他の要件
償却資産	機械装置	160万円以上	10年以内	・ 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと
	工具	30万円以上	5年以内	
	器具備品	30万円以上	6年以内	
	建物附属設備 〔償却資産として 課税されるものに限る〕	60万円以上	14年以内	
	構築物	120万円以上	14年以内	
事業用家屋		120万円以上	—	・ 取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること ・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 新築であること

### 3 適用期間

- ・ 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備

平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した資産

- ・ 構築物、事業用家屋

令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産

【注意】設備取得後に計画申請を認める特例ではありません。

### 4 特例率

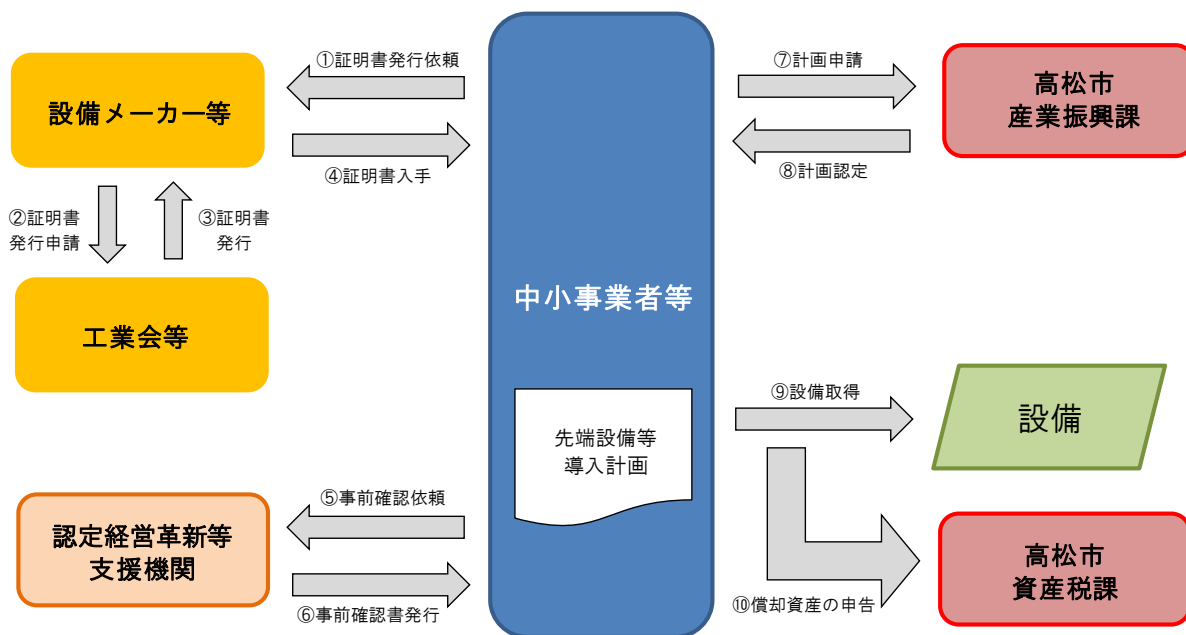
新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から3年度分、課税標準がゼロになります。

### 5 根拠条文

地方税法附則第64条、高松市市税条例附則第6条の2第18項

### 6 償却資産の申告までの流れ

【注意】先端設備等導入計画の申請先と固定資産税（償却資産）の申告先は異なります。



### 7 必要書類

償却資産申告書とともに、以下の書類を提出してください。

- (1) 工業会証明書の写し
- (2) 高松市から認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
- (3) の先端設備導入計画に係る認定書の写し

【ファイナンスリース取引でリース会社が申告を行う場合は、別途以下の書類が必要です。】

- (4) リース契約見積書の写し
- (5) (公社) リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

【事業用家屋を申告する場合は、別途以下の書類が必要です。】

(6) 建築確認済証の写し

(7) 家屋の見取り図（見取り図に一体となって設置する先端設備等を配置すること）

(8) 一体となって設置する先端設備等の購入契約書の写し

## **8 申告期限**

地方税法第383条に基づき、毎年1月1日（賦課期日）現在、高松市内に所有している償却資産の状況を、資産税課償却資産係へ1月31日までに申告いただきます（「6 償却資産の申告までの流れ」の「⑩償却資産の申告」）。申告の際、「7 必要書類」を添付してください。

※制度の詳細については、中小企業庁ホームページにて、「先端設備等導入制度による支援」と検索して御参照ください。

※先端設備等導入計画の申請については、高松市公式ホームページ「もっと高松」にて、「先端設備等導入計画の認定について」と検索して御参照ください（高松市産業振興課担当ページ）。